

令和6年度各務原市職員採用試験要綱

行政、土木、建築、電気、社会福祉士、保育士

(民間企業等職務経験者・大学卒程度・短大卒程度)

(令和7年4月1日採用予定)

各務原市は、「しあわせを実感できるまち」を目指しています。
市民の皆様と「対話」を重ねながら、まちの未来の姿・想い・目標を共有する気概を持ち、課題に対して着実・果敢に挑んでいける方の申込みをお待ちしています。

1 募集職種・試験区分・採用予定人員・受験資格

職種は1つのみ選択してください(複数受験することはできません)。

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格(下記の要件をすべて満たすこと。)
行政	民間企業等職務経験者	20人程度	・平成6年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方 ・同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成8年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
土木	民間企業等職務経験者	若干人	・平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ・土木関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		・平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
建築	民間企業等職務経験者	若干人	・平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ・建築関係の設計・施工管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		・平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方
電気	民間企業等職務経験者	若干人	・平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ・電気関係の設計・施工管理・施設管理等の業務で同一事業所(民間企業等)に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方
	短大卒程度		・平成11年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方

職種	試験区分	採用予定人員	受験資格（下記の要件をすべて満たすこと。）
社会福祉士 ※採用後は原則、福祉分野に従事	民間企業等職務経験者	若干人	・平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方 ・社会福祉士の資格を有する方 ・社会福祉関係の業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 ・社会福祉士の資格を有する方又は令和7年3月までに資格取得見込みの方
保育士	民間企業等職務経験者	3人程度	・昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 ・保育士の資格を有する方 ・保育関係の業務で同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間が2年以上ある方
	大学卒程度		・平成7年4月2日から平成15年4月1日（短大卒程度の区分は、平成17年4月1日）までに生まれた方 ・保育士の資格を有する方又は令和7年3月末までに資格取得見込みの方
	短大卒程度		

※ただし、次に該当する方は、受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない方

(2) 次に掲げる事項のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 各務原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※受験資格等について

- ・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。
- ・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。
- ・最終合格後、採用時までには受験資格を満たすことを明らかにする書類（資格免許証の写し、登録証の写し等）の提出が必要です。書類の提出ができない場合は、採用しません。
- ・受験資格に定める免許、資格取得見込みの方が、令和7年3月末までに当該免許、資格を取得できなかった場合は、採用しません。

*** 「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」 についての説明 ***

- ・「同一事業所（民間企業等）に継続して勤務していた期間」とは、会社員、公務員、アルバイト、パートタイマー等として、週30時間以上の勤務を同一の事業所に継続して就業した期間です。雇用形態（正規・非正規）は問いません。
- ・第1次試験の受験時（令和6年7月14日）に、同一事業所で2年以上継続した職務経験が必要です。
- ・最終合格者は採用前に勤務していた事業所等による職歴証明書等の提出が必要です。
- ・休職などで会社を休んでいた期間は通算しません。
- ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

2 受験申込手続

申込方法	受験申込はインターネットで受け付けます。 ・市ウェブサイト（下記URL）にて希望する職種・試験区分の専用申込フォームを選択してください。 (https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/bosyuu/1008770/1020171/1022000.html)  ・設問に沿って必要事項を入力してください。 ・申込み完了後、「申込完了確認メール」の受信確認をしてください。 【データ添付】 ・顔写真（ファイル形式：JPG、PNG、BMP） 【入力事項】 ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日 ・合格通知等送付先 ・学歴、職歴等 ・資格免許 ・志望動機（200字まで） ・従事したい仕事（200字まで） ・興味のある事（趣味等）（180字まで） ・自分の長所や強み・それに伴うエピソード（900字まで） ・自覚している自分の性格（100字まで） ・他の就職活動状況 ・その他自由入力欄
受付期間	令和6年6月1日（土）午前8時30分～6月24日（月）午後5時15分
注意事項	・申込みが完了した後、<u>入力したメールアドレスに受験番号が記載された「申込完了確認メール」が送信されます。本メールが受験票になるため、試験当日はメール画面またはメールを印刷したものを提示していただきます。</u> ・迷惑メール対策等でドメイン指定を行っている場合、受験票（申込完了確認メール）が届かない場合がありますので、「@logoform.jp」のドメインからのメールが届くよう受信設定してください。 ・申込完了後に入力内容を変更することはできません。入力内容に誤りがないか、申込前に必ずご確認ください。 ・インターネット環境がない等の理由でやむを得ずインターネット申込ができない場合は、人事課にお問い合わせください。 ・身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、申込フォームの入力事項「その他自由入力欄」にその旨を記載してください。

3 試験の日程・場所

試験	職種	試験科目	日程 (第2次以降は予定)	試験会場
第1次	行政	教養 適性検査 事務処理能力 (※ ¹)	7月14日 (日) 午前 8時30分 受付開始 午前 8時50分 試験開始 午後 2時40分 終了予定	各務原市産業文化センター (各務原市那加桜町2丁目 186番地) ※応募者数等に応じ、変更になることがあります。以下同じ。
	土木 建築(※ ²) 電気	専門 適性検査	7月14日 (日) 午後 1時00分 受付開始 午後 1時20分 試験開始 午後 5時00分 終了予定	
	社会福祉士 保育士	基礎能力試験 適性検査	7月14日 (日) 午前 9時00分 受付開始 午前 9時20分 開始 午前12時10分 終了予定	
第2次 (※ ³)	行政	グループディスカッション 集団面接	8月上旬	各務原市産業文化センター
	土木 建築 電気 社会福祉士	グループディスカッション 面接1	8月上旬	
		面接2	8月下旬	
	保育士	実技、面接	8月上旬	
第3次	行政	面接	8月下旬から9月上旬	各務原市産業文化センター

※¹ 行政職の事務処理能力の科目は、第1次試験時に実施し、第2次試験において評価します（教養試験の得点が一定の基準に達しない場合は、採点しません。）。

※² 1級建築士資格を有する方は、第1次試験を免除します。2次試験から受験ください。

※³ 行政職以外は、第2次試験までです。第3次試験は実施しません。

<第1次試験受験時の注意事項>

- ・指定の開始時間までにお集まりください。
- ・受験の際は、受験票（申込完了確認メール） 及び筆記用具（HBの鉛筆3本程度・消しゴム）を持参してください。
- ・試験中の携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の使用は禁止します（試験中は電源をお切りください。）。時計は計時機能のみのものに限り使用を認めます。
- ・昼食は、各自でご用意ください。
- ・試験会場の詳細は、受験番号ごとに7月上旬までに市ウェブサイトでお知らせします。
- ・試験会場の建物内は禁煙です。

4 試験の内容

試験	職種	試験科目	時間	内容
第1次	行政	教養	120分	公務員として必要な一般的知能及び知識についての択一式試験
		(事務処理能力)	60分	事務処理の基礎能力を判断する試験
	土木 建築 電気	専門	120分	それぞれの職種分野における専門的知識についての択一式試験
	社会福祉士 保育士	基礎能力試験	70分	言語面、数理面の知的基礎能力を判断する試験
	全職種	適性検査	60分	公務員としての適性を判断する検査
第2次	行政	グループディスカッション	グループディスカッションによる人物・性格等の総合判断	
		事務処理能力	第1次試験時に実施し、第2次試験として評価します。	
		集団面接	集団面接による人物・性格等の総合判断	
	土木 建築 電気 社会福祉士	グループディスカッション	グループディスカッションによる人物・性格等の総合判断	
		面接	面接による人物・性格等の総合判断	
	保育士	実技	職務遂行上必要な技術を有するかどうかを判断する試験	
		面接	面接による人物・性格等の総合判断	
第3次	行政	面接	面接による人物・性格等の総合判断	

5 第1次試験出題分野

【試験科目：教養】

職種	出題分野
行政	時事、社会・人文、自然に関する一般知識 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力

【試験科目：専門】

職種	出題分野
土木	数学・物理 応用力学 水理学 土質工学 測量 土木計画（都市計画を含む。） 材料・施工
建築	数学・物理 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画（都市計画、建築法規を含む。） 建築設備 建築施工
電気	数学・物理 電磁気学・電気回路 電気計測・制御 電気機器・電力工学 電子工学 情報・通信工学

6 合格発表

試験	発表時期（予定）		発表場所
第1次	7月下旬		市ウェブサイト、市役所前及び各市民サービスセンター前の掲示場に掲示。 合格者のみ郵送等で通知。
第2次	行政	8月中旬	
	土木、建築、電気、 社会福祉士、保育士	9月上旬から中旬	
第3次	行政	9月中旬	

7 採用の方法

- ① この試験の最終合格者は採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、採用候補者名簿に登載された方が全て採用されるとは限りません。
- ② 採用予定時期は原則として令和7年4月1日ですが、最終合格者のうち学校を既に卒業されている方で、当該最終合格者に支障ないときは、採用日を繰り上げる場合があります（必ず行うわけではありません。）。

8 待遇

- ① 初任給（令和6年4月1日現在）は、試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で214,240円、大学卒程度で202,086円、短大卒程度で184,473円（地域手当を含む。）です。社会人としての職務経歴、最終学歴等に応じて、一定の基準により初任給に加算される場合があります（例：試験区分が民間企業等職務経験者の合格者で、採用時の年齢が30歳、大学卒業後民間企業での職務経歴が8年の初任給の例で、23万5千円程度（地域手当を含む。））。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 上記初任給のほか、条例等に定められた支給要件に応じ扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- ④ 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です（勤務先により異なる場合があります。）。

*申込みをされる方へ

各務原市職員採用試験は、皆様の申込みに応じて試験の準備が行われます。これらはすべて市民の方より納められた税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験を申し込まれた方は必ず受験されますようお願いいたします。

採用に関する問合せ先

各務原市役所 市長公室 人事課（本庁舎3階）

住 所：〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

電話番号：（058）383-1450 《直通》

（058）383-1111 《代表》 内線 2133